

マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになります!

2021年3月(予定)からマイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになります。(医療機関等によって開始時期が異なります。)活用法などの詳細については、厚生労働省のHP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html) をご覧ください。

ご利用には、まずマイナンバーカードの申請が必要となります。



・マイナンバーカードをお持ちの方は・

事前準備

- ① 事前に準備する物
申込者のマイナンバーカード + 数字4桁の暗証番号(パスワード)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(または、パソコン+ICカードリーダ)
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルAPのインストール



申込の流れ

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルのトップページを開く。
 - 「健康保険証申込」の「利用を申し込む」をクリックし、申し込みのページを開く。
 - 利用規約等をご確認して、「同意して次へ進む」を押してください。
- 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

❗ 利用申込の詳細は、国保だより同封のパンフレットまたはマイナポータルをご覧ください。

・マイナンバーカードをお持ちでない方は・

スマートフォンやパソコンなどによる申請の他、郵送でもマイナンバーカードの申請ができます。申請すると交付通知書(はがき)が届きますので、通知書記載の交付窓口で、本人確認のうえ、カードを受け取ります。受け取りの際は、暗証番号の設定が必要になります。

インターネットで申請 スマホ・パソコンの場合



1. 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
 2. 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了
- ★他にも・・・一部のまちなかの証明写真機でも申請できます。

郵送で申請



交付申請書に必要事項を記入し、6ヵ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了
★交付申請書がない場合は、専用サイトからダウンロードできます。

❗ 詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト」(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご確認ください。

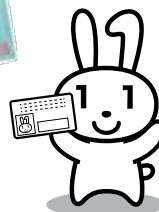


マイナンバーカードの 被保険者証利用



Q₁ マイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A₁ 被保険者証でも受診できます。被保険者証とマイナンバーカードのどちらでもオンライン資格確認ができるようになります。



Q₂ マイナンバーカードを見られるのが不安です

A₂ 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



Q₃ マイナンバーを持ち歩いていても大丈夫ですか？



A₃ 被保険者証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



マイナンバーについてのお問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル無料

マイナンバー
0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

平 日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
利用停止については24時間365日受付

一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合（有料）

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405